# 感染症による出席停止後の登校届出書

鳥取県立鳥取東高等学校

感染症治癒後登校する際に、本書面に保護者がご記載の上、医療機関を受診したことを証明できる書面1通(調剤明細書の写、薬情報の写等)を添付の上、担任に提出ください。 出席停止期間中はできるだけ外出を控え、安静にお過ごしください。

生徒の学 <sup>2</sup> 【保護者記入	年・組・氏名 年 組 氏名 欄】					
	T	T				
○をつける	病 名 第一種 <u>感染症</u> ( ) 新・感染症予防法の一類感染症・二類感染症です。	出席停止期間 治癒するまで				
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、 症状軽快後1日を経過するまで				
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、 解熱した後2日を経過するまで				
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5 日間の適正な抗菌性物質製剤に よる治療が終了するまで				
	麻疹(はしか) 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	解熱後3日経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫 脹が発現した後5日を経過し、 かつ、全身状態が良好になるま で				
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで				
	水痘(みずぼうそう)    咽頭結膜熱(プール熱)	全ての発疹が痂皮化するまで 主要症状消失後2日経過するまで				
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎 腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	学校医その他の医師において感染 の恐れがないと認められるまで				
	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後 24 時間を経て全身状態が良好になるまで				
ます。	治療を受けていましたが、病状が回復しましたので、含けた医療機関名					
	生徒氏名					
	保護者名	卸				
【学校記入欄						
出席停止期						

新型コロナウイルス感染症又はインフルエンザの場合は、裏面も必ず記載してください。

### 保護者 様

新型コロナウイルス感染症又はインフルエンザ後に学校へ登校される前に、お子様の様子を観察し、下の事項に確認のチェックを入れてください。

(注:2項目ともに☑が入る必要があります。出席停止期間については下記の早見表を参照してください。)

#### <新型コロナウイルス感染症の場合>

- □ 発症した後、5日を経過しました。
  - ※発症した日は、病院を受診した日ではなく、症状が始まった日で、その日を0日と数えます。 発症から5日を経過し、6日目から登校が可能です。
- □ 症状が軽快した後、1日を経過しました。
  - ※症状が軽快した日を0日と数えます。症状軽快から1日経過し、2日目から登校が可能です。

## 「新型コロナウイルス感染症出席停止期間の基準」 早見表(例)

		発症日 0 日目	発症後 1 日目	発症後2日目	発症後 3 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目	発症後 経過し	:5日を uた後
例 1	発症後1日目に症状が 軽快した場合	発熱等	<u>★軽快</u>	軽快後 1日目	発症後 3日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目	登校可 能	
		出席停 止	出席停 止	出席停 止	出席停 止	出席停 止	出席停 止		
例 2	発症後5日目に症状が 軽快した場合	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	★軽快	軽快後 1日目	登校可
		出席停 止	出席停 止	出席停 止	出席停 止	出席停 止	出席停 止	出席停 止	登校可 能

### <インフルエンザの場合>

- □ 発症した後、5日を経過しました。
  - ※発症した日は、病院を受診した日ではなく、症状が始まった日で、その日を0日と数えます。 発症から5日を経過し、6日目から登校が可能です。
- □ 解熱した後、2日発熱がありません。
  - ※解熱した日を0日と数えます。解熱から2日経過し、解熱後3日目から登校が可能です。

# 「インフルエンザ出席停止期間の基準」 早見表(例)

		発症日 0 日目	発症後 1日目	発症後 2 日目	発症後 3 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目	発症後5日を経過した後		
例 1	発症後1日目に 解熱した場合	発熱	★解熱	解熱後 1日目	解熱後 2 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目	登校可		
		出席停 止	出席停 止	出席停 止	出席停 止	出席停 止	出席停 止	溫		
例 2	発症後5日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	<u>★解熱</u>	解熱後 1日目	解熱後 2 日目	登校可
		出席停 止	出席停 止	出席停 止	出席停 止	出席停 止	出席停 止	出席停 止	出席停 止	登校可 能